平成２５年（フ）第２４号
新潟県三条市北五百川56番地２
債務者　山崎　清美
１　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第３３号
新潟県三条市東三条２丁目22番14―５号
債務者　藤崎　正子
１　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第６３号
岐阜県土岐市泉町大富1639番地の36
債務者　水野　和泉
１　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第２１２号
静岡県駿東郡長泉町桜堤２丁目７番10号　長泉Ａ101号、前住所静岡県駿東郡長泉町南一色12番地の１　レオパレスＫＡＺＵ102号
債務者　天久　憲勇
１　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２１号
京都府舞鶴市字溝尻１番地３―201号　梅ヶ谷
債務者　平田　睦美
１　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２５年（フ）第３３９号
堺市堺区大浜南町２丁３番１―204号
債務者　牛木　綾子（旧姓上野）
１　決定年月日時　平成25年６月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５０６号
大阪府松原市天美南５丁目11番17―302号、前住所大阪府吹田市南吹田５丁目27番28号
債務者　南野　泰士
１　決定年月日時　平成25年６月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５１２号
大阪府大阪狭山市山本北1297番地の２　Ｃ―203号
債務者　中村塗装こと　中村　誠志
１　決定年月日時　平成25年６月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５５３号
堺市堺区中安井町１丁４番11―416号
債務者　福谷　康夫
１　決定年月日時　平成25年６月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１７２号
東京都八王子市別所２丁目30番地６―402
債務者　奥脇　弘己
１　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
５　免責審尋期日　平成25年８月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７３号
釧路市昭和南６丁目４番３号
債務者　土屋　善治
１　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
５　免責審尋期日　平成25年８月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第７４号
釧路市昭和南６丁目４番３号
債務者　土屋美智子
１　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
５　免責審尋期日　平成25年８月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第８７号
釧路市光陽町11番５号　ポプラマンション202
債務者　川口めぐみ（旧姓魚家）
１　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
５　免責審尋期日　平成25年８月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第６７９６号
東京都葛飾区東四つ木３丁目43―２
債務者　佐藤　良枝
１　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
５　免責審尋期日　平成25年８月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６８０１号
東京都江戸川区松島２丁目30―７―101
債務者　宇田川大介
１　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
５　免責審尋期日　平成25年８月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６８０２号
東京都江戸川区松島２丁目30―７―101
債務者　宇田川昌美
１　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
５　免責審尋期日　平成25年８月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６８５７号
東京都武蔵村山市中原１丁目15―10
債務者　内野　幸子
１　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
５　免責審尋期日　平成25年８月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部